

## 離島振興対策実施地域の指定解除基準（案）

（令和6年6月14日 国土審議会 第23回 離島振興対策分科会決定（案））

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等（干拓埋立事業等を含む。）が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律（これに基づく命令を含む。）に基づき架橋事業等（干拓埋立事業等を含む。以下同じ。）が行われ、当該島しょと本土との間が道路（道路法の規定に基づく道路のほか、農道、林道、漁港関連道等常時公開されている道路を含む。以下同じ。）で連結された場合には、同法にいう「四方を海等に囲まれ」ている離島とはいえないことから、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

指定の解除は、その準備にあてるため、当該架橋等が開通した年度の翌年度末までは離島振興対策実施地域としての指定を継続し、翌4月1日付けで解除するものとする。

ただし、指定の解除に当たり配慮すべき特別な事情がある場合には、当該地域の全部又は一部について、一定の期間、指定の解除を猶予することができるものとする。

---

○見直し後の指定解除基準の運用に関する留意事項

1. 指定の解除に当たり配慮すべき特別の事情とは、本土との間に常時陸上交通が確保されていない集落が存在し、その状況を改善するために事業中の道路の事業がある場合のほか、離島振興計画に位置づけられている離島振興事業のうち、架橋等が開通した際に事業中の公共事業が残っている場合である。

なお、ここでいう常時陸上交通が確保された場合とは、普通自動車が通常特段の障害（一時的な交通渋滞による障害を除く。）なく通行できる道路により連結されている状態をいう。

2. 離島地域の指定解除の猶予が妥当であるか否かについては、現地調査等を経て、以下について確認の上、判断する。

- ・離島振興計画において、架橋事業等を受けた当該離島の自立的発展に係るビジョンが明確となっており、その達成のために必要な事業が、架橋等の開通時点で残っていること。
- ・当該事業の採択過程、事業計画の進捗及び残事業の内容に鑑み、架橋等の開通時点で事業中であることがやむを得ないものであり、その事業完了まで指定解除を猶予するだけの合理性があること。
- ・指定解除を猶予することが、離島としての課題を抱える他の離島振興対策実施地域と比較して、公平性を欠くものではないこと。

3. 指定解除の猶予が妥当と認める場合には、その解除時期をあらかじめ明示する。

新	旧
<p>離島振興対策実施地域の指定解除基準 (令和6年6月14日 第23回離島振興対策分科会決定)</p>	<p>離島振興対策実施地域の指定解除基準 (その1) (昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定)</p>
<p>離島振興法に基づき離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等(干拓埋立事業等を含む。)が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて</p>	<p>離島振興法に基づき離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取扱いについて</p>
<p>離島振興法に基づき離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律(これに基づき命令を含む。)に基づき架橋事業等(干拓埋立事業等を含む。以下同じ。)が行われ、当該島しょと本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔離性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。</p> <p>この場合、準備にあてるため、当該架橋等が開通した年度の翌年度末までは離島振興対策実施地域としての指定を継続し、翌4月1日付けで解除するものとする。</p> <p>ただし、指定の解除に当たり配慮すべき特別な事情がある場合には、当該地域の全部又は一部について、一定の期間、指定の解除を猶予することができるものとする。</p>	<p>離島振興法に基づき離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律(これに基づき命令を含む。)に基づき架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔離性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。</p> <p>この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。</p> <p>ただし、上記の要件に該当する場合であっても本土との間に常時陸上交通が確保されない一定の要件に該当する集落が存するという特別な事情がある場合には、当該事情が解消するまで、当該地域の一部についての指定解除を猶予することができるものとする。</p>
<p>○見直し後の指定解除基準の運用に関する留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定の解除に当たり配慮すべき特別な事情とは、本土との間に常時陸上交通が確保されない集落が存在し、その状況を改善するために事業中の道路の事業がある場合のほか、離島振興計画に位置づけられている離島振興事業のうち、架橋等が開通した際に事業中の公共事業が残っている場合である。 なお、ここでいう常時陸上交通が確保された場合は、普通自動車が通常特段の障害(一時的な交通渋滞による障害を除く。)なく通行できる道路により連結されている状態をいう。</li> <li>2. 離島地域の指定解除の猶予が妥当であるか否かについては、現地調査等を経て、以下について確認の上、判断する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島振興計画において、架橋事業等を受けた当該離島の自立的発展に係るビジョンが明確となっており、その達成のために必要な事業が、架橋等の開通時点で残っていること。</li> <li>・当該事業の採択過程、事業計画の進捗及び残事業の内容に鑑み、架橋等の開通時点で事業中であることがやむを得ないものであり、その事業完了まで指定解除を猶予するだけの合理性があること。</li> <li>・指定解除を猶予することが、離島としての課題を抱える他の離島振興対策実施地域と比較して、公平性を欠くものではないこと。</li> </ul> </li> <li>3. 指定解除の猶予が妥当と認める場合には、その解除時期をあらかじめ明示する。</li> </ol>	<p>上記解除基準のうち、「離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合」とは、それぞれ次に掲げる場合をいう。</p> <p>ア 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在する場合には、当該市役所又は町村役場が合併市町村である場合には、当該市役所又は町村役場の所在地並びに当該市役所又は町村役場以外の場所にある当該市町村の離島振興対策実施地域内の昭和28年10月1日における町村の役場(以下「旧町村の役場」という。)の所在地)と本土との間に常時陸上交通が確保された状態になった場合</p> <p>イ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場が所在しない場合であって、当該市町村の離島振興対策実施地域に旧町村の役場が所在していた場合には、その役場の所在地と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合</p> <p>ウ 当該島しょに係る離島振興対策実施地域内に当該市町村の市役所又は町村役場並びに旧町村の役場が所在しない場合には、当該島しょの人口最大集落と本土との間に常時陸上交通が確保された状態となった場合</p> <p>なお、ここで「常時陸上交通が確保された場合」とは、普通自動車が通常特段の障害(一時的な交通渋滞による障害を除く。)なく通行できる道路(道路法の規定に基づく道路のほか、農道、林道、漁港関連運道等常時公開されている道路を含む。)によりある地点と他の地点とが連結されている状態をいう。</p> <p>さらに、「一定の要件に該当する集落」とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和37年政令第301号)第1条の規定による辺地の要件のうち、前段の要件に該当するものをいう。</p>

離島振興対策実施地域の指定解除基準 新旧対照表

新	旧
<p>(架橋事業等が行われた場合の離島指定解除基準に統一することから廃止する。)</p>	<p>離島振興対策実施地域の指定解除基準 (その2) (昭和43年9月20日 第34回離島振興対策審議会決定)</p> <p>離島振興法に基づき指定地域と本土との間に干拓埋立事業等が行われ、これによって本土と地続きになった場合の指定地域の取扱いについて</p> <p>離島振興法に基づく指定地域と本土との間に干拓、埋立事業等が行われ、これによって指定地域が本土と地続き(最高高汐面以上)になった場合は、離島とは認められないので、当該地域について指定を解除する措置をとることとする。</p> <p>ただし、この場合、上記の隔絶性解消の確認は、当該年度の末日をもって行うこととし、準備にあてため、次の年度に限り、猶予期間をおくことができるものとする。</p>